

和光市告示第151号

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

平成30年7月24日

和光市長 松本 武洋

和光市税条例（昭和38年条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。ただし、この告示による延長の前に申告等をした者については、この限りでない。

都道府県名	指 定 地 域
岡 山 県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町

	安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市 大洲市 西予市